

■■■東広島市 長期優良住宅の普及の促進に関する法律における手続きについて■■■

- |   |  |   |   |   |  |
|---|--|---|---|---|--|
| 1. 申請窓口   | ・東広島市 都市部 住宅課 計画調整係 (市役所本庁 8階)   |   |   |   |  |
| 2. 事前審査   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録住宅性能評価機関による事前審査済み認定申請可 (居住環境の維持向上の配慮の認定基準以外が事前審査対象)</li> <li>・登録住宅性能評価機関による住宅性能評価済み認定申請可 (ただし、長期優良住宅の認定基準において引用している評価方法基準第5の5 5-1断熱等性能等級の評価を受けたものに限り。また、その他長期 優良住宅の認定基準において求められている等級を満たす必要があります。)</li> </ul>   |   |   |   |  |
| 3. 建築基準関係規定<br>審査併願申請   | ・長期優良住宅普及促進法の認定申請と建築基準関係規定 (建築確認申請) の審査を併願される場合は、2つの申請書を住宅課へ提出して下さい、構造適合判定が伴う場合も同様に住宅課へ提出して下さい。 なお、手数料はそれぞれに必要となります。   |   |   |   |  |
| 4. 居住環境の維持及び<br>向上への配慮に関する<br>認定基準                                  | ・地区計画の、地区整備計画が定められている区域内において、申請建築物が当該地区計画の基準に適合しない場合は認定を行いません。   |   |   |   |  |
| 5. 災害配慮基準   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の区域内は認定出来ません。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">・広島県条例第3条に規定する災害危険区域 (急傾斜地崩壊危険区域と同一の区域)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 第3条第1項に規定する地すべり防止区域</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域</td> </tr> </table> | ・広島県条例第3条に規定する災害危険区域 (急傾斜地崩壊危険区域と同一の区域) | ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 | ・地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 第3条第1項に規定する地すべり防止区域 | ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域 |
| ・広島県条例第3条に規定する災害危険区域 (急傾斜地崩壊危険区域と同一の区域)                             |  |   |   |   |  |
| ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 |  |   |   |   |  |
| ・地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 第3条第1項に規定する地すべり防止区域                         |  |   |   |   |  |
| ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域          |  |   |   |   |  |
| 6. 必要と認める図書<br>等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録住宅性能評価機関の長期使用構造等の確認を受けた場合は、当該評価機関が交付する確認書等</li> <li>・登録住宅性能評価機関の住宅性能評価を受けた場合は、当該評価機関が交付する住宅性能評価書の写し</li> <li>・性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む住宅にあつては 当該性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し</li> <li>・住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、型式住宅 部分等製造者認証書の写し</li> <li>・長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第3に定める長期使用構造等とするための措置 と同等以上の措置が講じられていることの審査が必要な場合は、これを説明した図書又は特別評価認定結果</li> <li>・上記4.ただし書きに該当する場合は、これの許可書等。</li> </ul>  |   |   |   |  |
| 7. 不要と認める図書<br>等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅型式性能認定書の写しを添付した場合は、当該認定書において明示不要と指定されたもの</li> <li>・型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付した場合は、当該認証書において明示不要と指定されたもの</li> </ul>   |   |   |   |  |

8. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律における認定申請の申請手数料（令和4年2月20日施行）

		新築の場合	増・改築の場合
		確認書等有	確認書有
戸建て住宅		13,000円	19,000円
共同住宅等	500㎡以下	24,000円	35,000円
	500㎡超～1,000㎡以下	39,000円	59,000円
	1,000㎡超～3,000㎡以下	65,000円	98,000円
	3,000㎡超～5,000㎡以下	105,000円	157,000円
	5,000㎡超～10,000㎡以下	160,000円	240,000円
	10,000㎡超～20,000㎡以下	272,000円	408,000円
	20,000㎡超～30,000㎡以下	344,000円	516,000円
	30,000㎡超～	391,000円	586,000円